



埼玉県文化振興基金

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」



令和6年度 伝統芸能サポート

(事業名：無形民俗文化財保存継承事業)

活動機会創出部門 申請の手引き

【問い合わせ・書類提出先】



埼玉県県民生活部

文化振興課 文化振興担当

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

[TEL] 048-830-2887

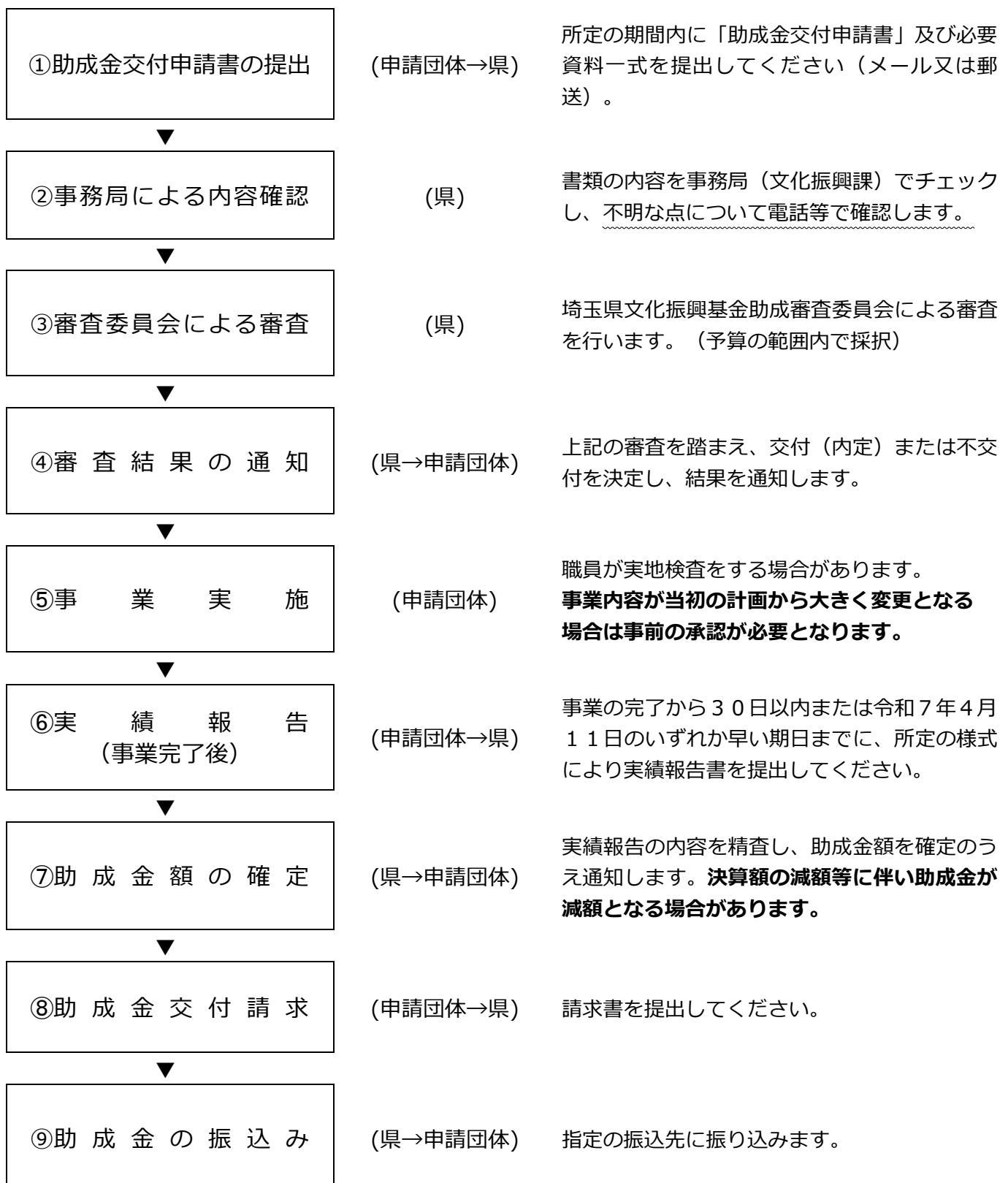
[FAX] 048-830-4752

[e-mail] a2875-07@pref.saitama.lg.jp



◆申請から助成金交付までの流れ	3
◆伝統芸能サポート 活動機会創出部門の概要	4
1 助成メニューと助成金額	
2 助成対象者（申請者）の要件	
3 助成対象となる事業の範囲	
4 助成対象とならない事業	
5 助成の審査基準	
6 助成の対象となる経費	
7 申請受付期間	
8 申請時の提出資料	
9 助成金を受けることができる回数	
◆別表1 助成の対象となる経費	8
◆別表2 助成の対象とならない経費	8
◆助成が決定した後のお願いと注意点	9
◆記入例	10

申請から助成金交付までの流れ



埼玉県文化振興基金とは

民間の方々の寄附金と県の出資金で成り立っている基金です。

昭和59年度の設立以来、埼玉県の個性豊かな地域文化の発展に役立っています。

伝統芸能サポート 活動機会創出部門の概要



伝統芸能サポート（事業名：無形民俗文化財保存継承事業）活動機会創出部門は、県内にある国、県又は市町村指定の無形民俗文化財の保存団体に出演の機会を設ける事業に対して助成します。令和6年度においては、10件程度の事業の採択を予定しています。

1 助成メニューと助成金額

部 門	事 業 内 容	助成金額
活動機会創出 部 門	<p>県内にある国、県又は市町村指定の無形民俗文化財の保存団体に出演機会を設ける事業が助成の対象となります。</p> <p>※出演者が5名以上で、広く県民が鑑賞の機会を得られる事業が対象。</p> <p>※申請できるのは事業を主催する団体です。 <対象となる事業の具体例></p> <p>【例】地域のイベントに獅子舞保存会を招き、出演してもらう場合</p>	<p>対象経費：無形民俗文化財の保存団体への報償費</p> <p>限度額10万円</p>

2 助成対象者（申請者）の要件

【全団体共通】埼玉伝統芸能サポーター（旧埼玉郷土芸能サポーター）であること。本助成金と同時申込可。

※埼玉伝統芸能サポーター：埼玉県の伝統芸能を企業等と行政が一体となって未来へ受け継ごうという社会的気運を醸成することを目的として、伝統芸能の保存・継承に協力していただける企業や団体を「埼玉伝統芸能サポーター」として登録し、官民共同で伝統芸能を守っていく取組。

（1）県内に住所又は活動の本拠を有し、次の①～④のいずれかに該当する者。また、申請時点
で団体設立後1年以上の活動実績を有すること。

- ① 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人（ただし地方公共団体が基本
金その他これに準じる資金等を出資している法人を除く。）
- ② 特定非営利活動法人（NPO法人）
- ③ 民間企業
- ④ 法人格を有しない団体（任意団体）の場合には、次の要件を全て満たしている団体
 - ア 定款に類する規約等を有し、その規約等により以下のイ～エおよび団体設立年月日が確
認できること
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること（代表者との兼務は認めません。）
 - エ 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること

（2）県内に住所を有する団体等を中核団体として複数の団体によって組織された実行委員会

で、次の要件を全て満たしている団体。

- ア 申請しようとする活動を行うことを主たる目的として設立されたものであること
- イ 申請時点で実行委員会が設立されていること
- ウ 実行委員会が（1）④ア～ウの要件を全て満たすこと

■申請者となれない団体

- ・国、県又は市町村等が基本金その他これに準ずるものが出資している団体。
- ・暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例39号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ・代表者、役員、使用人、従業者、構成員に、暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条2号に規定する暴力団員及び第3条2号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいる団体。

3 助成対象となる事業の範囲

伝統文化	・無形民俗文化財の保存・継承
------	----------------

4 助成対象とならない事業

- ・祭礼（例：民俗芸能の本来の奉納など）
- ・参加者（鑑賞者）が極めて限られた範囲であるもの。（例：企業内の行事、飲食店内での公演などは不可。）
- ・専ら営利を目的とするもの。
- ・特定の政治、宗教活動を目的とするもの。
- ・チャリティコンサートなど、寄附を主な目的として開催するもの。
- ・コンクール、コンテストを目的とするもの。
- ・教室（カルチャースクールを含む）、学生サークル、同好会、流派が行う稽古事や習い事の講習会、発表会、温習会等。
- ・県（教育委員会、県が基本金等を出資する法人等を含む）が主催又は共催する事業。
- ・自治体（教育委員会、自治体が基本金等を出資する法人等を含む）が主催又は共催するもの。ただし、これらの団体が事業実施の中核とならない共催や実行委員会の構成団体として関わるものは可。
- ・学校教育の活動（学校の行事、部活動、課外活動など）に関するもの。
- ・国または県からの補助金・助成金を受けているもの（または受ける予定であるもの）。
- ・事業内容の大部分を外部が主体となって行うもの。
- ・事業の実施に必要な経費のうち、当該助成金を除く額を調達できる見込みがないもの。
- ・その他、この制度による助成が適当でないと認められるもの。

5 助成の審査基準

埼玉県文化振興基金助成審査委員会による審査を行います。

審査にあたっては、予算の範囲内で下記の観点を中心に総合的に判断を行います。

実現性	<ul style="list-style-type: none">過去の活動実績があり、現在も継続的に活動している。事業計画および予算計画が妥当である。申請内容を確実に実行できる体制がある。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">県が補助するのにふさわしい内容である。広く県民に無形民俗文化財の鑑賞の機会を提供する事業である。
経費の適正さ	<ul style="list-style-type: none">適正な経費で実施される事業である。助成金が有効に活用される事業である。
事業効果	<ul style="list-style-type: none">本県の文化振興に寄与する事業である。今後の継続・発展が期待できる事業である。

6 助成の対象となる経費

主催団体から国、県又は市町村指定の無形民俗文化財の保存団体へ支払われる報償費のみ対象。

※国、県又は市町村指定の無形民俗文化財の保存団体への報償費の支払いは、金融機関からの振込で行ってください。助成対象となる振込先口座名義は、団体名義（正式名称）もしくは団体代表者名義の口座に限ります。

実績報告書類には金融機関振込明細票を添付していただきます。（領収書不可）金融機関振込明細票の提出がない経費については助成の対象となりませんのでご注意ください（詳細については助成金交付団体決定後に通知を行います）。

7 申請受付期間

区分	対象となる事業の実施期間	申請受付期間
第1期	令和6年4月1日（月）以降に開始し、 令和7年3月31日（月）までに終了する活動	令和6年4月1日（月） ～4月19日（金）
第2期	令和6年10月1日（火）以降に開始し、 令和7年3月31日（月）までに終了する活動	令和6年6月28日（金） ～7月19日（金）

所定の期間内に助成金交付申請書等書類一式を提出してください。受付期間内の消印有効です。

※対象となる事業の実施期間とは、準備期間を含めた期間です。

※電子メール (a2875-07@pref.saitama.lg.jp)、郵送のいずれかの方法により期間中に提出してください。

※電子メールで申請する場合は、メール送付後に連絡先（電話：048-830-2887（平日 8時30分～17時15分））まで電話でご連絡ください。

（データ容量に限りがあるため、メールが届かず申請を受理できない場合がありますので、必ず電話で送付した旨をご連絡ください。）

※チラシデータなど大容量となる場合は、事前にご連絡ください。大容量ファイル受取用のメールを

送付させていただきます。（オンラインストレージなどは不可）
※結果の通知は、5月末頃を予定しています。

8 申請時の提出資料（メールでの送付可）

（1）申請書 ※郵送の場合、A4片面印刷

- ①埼玉県文化振興基金助成金交付申請書
- ②（附表1）埼玉県文化振興基金助成事業計画書
- ③（附表2）収支予算書
- ④暴力団排除に関する誓約事項

（2）添付資料 ※郵送の場合、A4片面印刷

- ①規約・会則等

- ②会員名簿等

※役員を明記してください。

- ③申請事業の詳細が判明できる資料（イベントの企画書等）

- ④過去の活動状況がわかる資料

過去のイベントのプログラム・チラシ・写真、団体の事業活動報告資料 等

※申請事業の開催実績がない場合は、別の事業の資料を提出してください。イベントの開催実績がない場合は、提出不要です。

※③と④で合計最大10ページ程度（チラシ・パンフレット等は該当箇所が分かるようにする。）

- ⑤埼玉伝統芸能センター（旧埼玉郷土芸能センター）登録申込書

※全団体登録必須です。登録済みの団体は、提出不要です。

※埼玉伝統芸能センターの詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/wabunka/supporter/index.html>

- ⑥交付申請書チェックリスト

※提出書類は、審査の基礎資料となることから、書類の記載にあたっては、具体的な内容をご記入いただくとともに、記入漏れや誤りのないように注意してください。

※書類の不備や不明な点などがある場合、電話等で確認を行いますので、必ず控えをお取りください。

また、必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。

※事務局で確認を行い、正式に申請を受理した事業については、提出書類の返却はできませんので、御了承ください。

9 助成金を受けることができる回数

・助成回数は、1団体につき過去の実績を含み、通算で2回までとします。なお、同一年度では1回までとなります。

※申請多数の場合には、過去の助成回数が少ない事業、新規性の高い事業を優先的に採択する場合があります。

別表1 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、下表に掲げる区分に該当する経費です。

助成の対象について不明な点がございましたら、文化振興課までお問合せください。

※事業実施団体と同一性が高い団体への支払いは、対象外となる場合があります。事前にご相談ください。

区 分	内 容
報 償 費	<ul style="list-style-type: none">■出演団体（国、県又は市町村指定の無形民俗文化財の保存団体）に対する謝礼金※出演者が5名以上の事業が対象。（複数団体での合計でも可）※実績報告時に金融機関振込明細票を提出。振込手数料は助成対象外。

別表2 助成の対象とならない経費

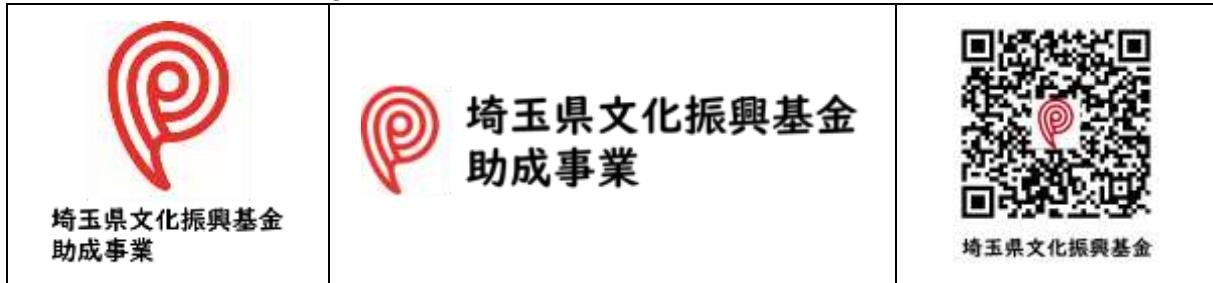
申請事業の実施にかかる経費を下記区分に従って、収支予算書の助成対象外経費の欄に記載してください。

区 分	内 容
謝 金	<ul style="list-style-type: none">■国、県又は市町村指定の無形民俗文化財の保存団体以外の出演者に対する謝礼金等■会場整理、受付などのアルバイト賃金等
会 場 費	<ul style="list-style-type: none">■会場使用料 ■看板代 ■会場付属設備使用料等■オンライン配信費（通信利用料、機材レンタル料等）
舞 台 費	<ul style="list-style-type: none">■大道具費、小道具費、衣装代、会場設営費■調律料、楽器借用代、編曲料■著作権使用料
印 刷 製 本 費	<ul style="list-style-type: none">■プログラム、ポスター、チラシ等の作成費
通 信 運 搬 費	<ul style="list-style-type: none">■チラシ・チケット送付料（切手代、配送料）■送付に係る封筒・ラベル代■機材等運搬費（運送料、荷物運搬用車両の借上料）
広 告 ・ 宣 伝 費	<ul style="list-style-type: none">■新聞、雑誌等の広告費
消 耗 品 費	<ul style="list-style-type: none">■本事業を実施するために必要な事務用品 等
そ の 他 経 費	<ul style="list-style-type: none">■上記区分に当てはまらない経費（食糧費、振込手数料、保険料等）



1 ポスター、チラシ等への掲示

- 助成を受けることが決定した事業のポスターやチラシ等広報物に、以下のマーク・QRコードのいずれかの表示をお願いします。
- 内定団体には、マークとQRコードをお送りします。



2 募金活動のご協力

- 助成事業の実施に当たっては、文化振興基金への募金活動の御協力をお願いしています。
- 審査結果の通知とともに内定団体に、簡易募金箱（厚紙製・組み立て式）をお送りします。
助成事業実施の際、受付等に簡易募金箱を設置の上、募金活動のご協力をお願いします。

3 助成事業のホームページへの掲載

- 助成を受けることが決定した事業について、助成対象事業の概要を『埼玉県文化振興基金助成事業ホームページ』に掲載します。

4 事業内容の変更等

- 助成事業の次の事項について、変更する場合は、事前に変更申請が必要となります。
 - 事業内容を大幅に変更する場合
 - 事業費総額の20%以上を変更する場合
 - 経費配分を大幅に変更する場合
- 助成事業を中止し、または廃止する場合は、事前に申請してください。
- 助成事業が予定の期間内に完了しない場合、または助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文化振興課まで連絡のうえ、指示を受けてください。

5 助成金額について

- 事業の完了後、提出された実績報告書の内容を精査し、助成金額の確定を行います。実績報告の確認等により助成金が減額となる場合があります。
- 交付決定後に助成対象経費（伝統芸能団体への報償費）に増額が生じた場合でも、助成額は交付決定額が上限となります。

6 帳簿書類等の保管

- 助成事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を令和12年3月31日まで（当該事業の完了の日の属する翌会計年度から5年間）保管しておいてください。

記入例（郵送の際は、申請書はA4片面で提出）

(様式第1号) (2-2) (第4条関係 無形民俗文化財保存継承事業 活動機会創出部門)

令和6年度埼玉県文化振興基金助成金交付申請書

令和〇年〇月〇日

(宛先)

埼玉県知事 ○○ ○○ 様

規約・会則上の団体の所在地を記入

所 在 地 〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

名 称 特定非営利活動法人

埼玉〇〇△△△

代表者職・氏名

代表理事 埼玉 次郎

代表者の役職も
記入してください。
押印不要。

下記により、令和6年度埼玉県文化振興基金助成金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

附表1の事業計画書と同じ事
業名を記入

1 事 業 名 ○○○○フェスティバル

2 事 業 費 総 額 430,000円

2→附表2の収支予算書のF
の金額
3→附表2の収支予算書のC
の金額

3 助成金交付申請額 50,000円

4 事業計画書（附表1）

5 収支予算書（附表2）

埼玉県文化振興基金助成事業計画書

1 申請事業の概要

伝統芸能団体に出演を依頼する目的ではなく、事業全体の開催目的を記載してください。

事業名	○○○○フェスティバル		
実施期日等	令和〇年〇月〇日(〇曜日) 13:30~15:30(開演13:00)		
事業の目的	○○市で活動をしている団体に出演を依頼し、地域での活動を多くの方に知っていただき、地域活性化・地域文化の振興を図ります。		
事業内容	<p>本事業は今年で3回目の実施となります。今回初めて○○市無形民俗文化財である「○○○獅子舞」を披露してもらいます。伝統芸能団体の他に、吹奏楽、ダンス、太鼓の団体に出演いただきます。</p> <p>伝統芸能団体への出演依頼実績を必ず記載してください。</p> <p>伝統芸能団体への謝金の支払いは、金融機関からの振込で行ってください。 振込先口座名義は、団体名義（正式名称）もしくは代表者名義の口座に限ります。 現金での支払いは助成対象外となりますので、ご注意ください。</p>		
当事業に出演する無形民俗文化財の保存団体	団体名	○○○○獅子舞保存会	
	代表者職・氏名	会長 文化 太郎	
	文化財の指定	□国 □県 □市町村(○○市・町・村)	
	出演者数	10名	5名以上出演する事業が対象です。複数の伝統芸能団体が出演し、合計で5名以上となる場合も対象です。
来場者数等	500名		
事業実施場所	さいたま〇〇ホール		
入場料	無料		
事業の対象範囲(地域、対象者)	県内全域	当該事業の過去の実施回数	2回

今回申請される事業と同様の事業を過去に実施した回数を記入

2 申請団体の概要

申 請 団 体	ふりがな 名 称	とくていひえいりかつどうほうじんさいたま 特 定 非 営 利 活 動 法 人 埼 玉 ○ ○ △ △ △
	所在地	代表者住所と同じ
代 表 者	役職名	代表理事
	ふりがな 氏 名	さいたま じろう 埼 玉 次 郎
	住 所	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
	電 話	048-000-0000
連 絡 担 当 者 (書類送付先)	ふりがな 氏 名	ききん あやこ 基 金 彩 子
	住 所	〒330-1111 さいたま市〇〇区〇〇1-1-1
	電 話	090-0000-0000
	e-mail	a2875-07@pref.saitama.lg.jp
過去の助成事業	○回 (助成を受けた年度・事業名 令和〇年度 〇〇〇〇まつり)	
添 付 資 料	①規約・会則等 ②会員名簿等 ③申請事業の詳細が判明できる資料（イベントの企画書等） ④過去の活動状況を明らかにした印刷物等（プログラム、チラシ、写真等） ⑤暴力団排除に関する誓約事項	

収支予算書

1 収入の部

収入合計(D) - (その他収入(B) + 県助成金要望額(C)) の金額を記入します。

区分	予算額(円)	積算内訳
A 自己資金	130,000	会の運営費
B その他収入	250,000	
入場料・参加費収入		
他の助成金・補助金	50,000	○○市からの補助金(●●助成事業)
寄附金・協賛金	200,000	
その他		
C 県助成金要望額(※)	50,000	
D 収入合計※	430,000	支出合計(F)と一致

(※) C 県助成金要望額は、F 支出合計 - B その他収入で E 助成対象経費の範囲内です。

(限度額 10万円、1万円未満切捨て)

2 支出の部

区分	予算額(円)	積算内訳
E 助成対象経費	50,000	
報償費	50,000	○○○○獅子舞保存会への謝礼金
助成対象外経費	380,000	
謝金	180,000	伝統芸能団体以外の出演団体への謝礼金 50,000円×3団体 アルバイト賃金 3,000円×10人
会場費	50,000	ホール使用料及び附属設備利用料 45,000円 看板代 5,000円
舞台費	50,000	音響・照明
印刷製本費	50,000	ポスター・チラシ代
通信運搬費	20,000	チラシ送付代
その他経費	30,000	振込手数料、飲食代、保険代等
F 支出合計※	430,000	

※ D収入合計とF支出合計は同額になるようにしてください。